

質疑回答書(応答記録)

四日市市告示第344号

件名 四日市市庁舎及び四日市市総合会館で使用する電気

整理番号	質問事項	回答
1	入札金額は税抜、税込どちらでしょうか。	税込です。(告示文 p.3に記載)
2	入札書に記載する日付を教えてください。	入札日としてください。
3	内訳書を添付する必要がありますか。 必要の場合 ①様式指定、様式任意のどちらでしょうか。 ②様式指定の場合、エクセルデータはいただけますか。 ③内訳書に押印は必要ですか。	内訳書(入札金額明細書)を添付してください。 ①市で作成した様式又はこれに準じる様式としてください。 ②市ホームページ上で公開しています。 ③内訳書に押印の必要はありません。
4	入札金額には燃料費調整額および再生エネルギー発電促進賦課金を含める必要がありますか。	含めず(仕様書 p.1に記載)
5	入札書を送付する封筒作成方法に規定はありますか。(郵送、立会入札の場合のみ)	あります。(告示文 p.3に記載)
6	内訳書で使用する単価(基本料金単価、従量料金単価)は税抜、税込のどちらでしょうか。	税込です。(入札金額明細書フォーマットに記載)
7	基本料金積算時に力率割引を含める必要がありますか。	含めず。(仕様書 p.1に記載)
8	以下の端数処理について教えてください。 ①月合計の端数処理 ②総価の端数処理 ③消費税の端数処理 ④税抜金額の端数処理 ⑤税抜金額から税込金額を算出する際の端数処理	端数処理は以下のとおりとしてください。 ①円未満切り捨て ②月合計で端数調整するので、端数調整不要 ③円未満切り捨て ④内訳書に税抜金額の記入欄はありません。 ⑤内訳書に税抜金額の記入欄はありません。
9	複数施設がある場合、以下のどちらでしょうか。 ①1枚の内訳書にまとめて入札金額を算出 ②各施設毎に入札金額を算出し、その金額を加算した総合計を入札金額とする。	四日市市庁舎及び四日市市総合会館への2施設へ電力供給しますが、受電は1箇所ですので、内訳書は1枚になります。
10	契約種別を教えてください。	中部電力様との契約当時の契約種別は次のとおりです。 ・四日市市庁舎 : 高圧業務用電力FR プランB ・四日市市総合会館: 高圧業務用電力FR プランA
11	予備送電がある場合、以下の内容を教えてください。 ①種類は「予備線」、「予備電源」のどちらか ②契約電力(kW)を教えてください。	予備送電はありません。
12	「自家発補給電力」の契約がある場合、以下の内容を教えてください。 ①契約電力(kW)を教えてください。 ②使用月、未使用月とその使用電力量(kWh)	「自家発補給電力」の契約はありません。
13	複数施設がある場合、予定使用電力量のエクセルデータはいただけますか。	整理番号9のとおり、受電が1箇所です。 (市予定使用電力量は四日市市庁舎及び総合会館月別予定使用電力量のとおり。)
14	一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	増税等、法改正等に伴う値上げについては協議に応じます。 一般電気事業者の都合による値上げの場合は応じません。
15	入札対象施設の現供給者を教えてください。(複数者ある場合はその旨を教えてください。)	株式会社エネット様です。(2施設とも)
16	WEB請求書での請求は可能でしょうか。	不可能です。
17	現行供給者をご教示ください。	株式会社エネット様です。(2施設とも)
18	中部電力様と契約当時の契約種別をご教示ください。	中部電力様との契約当時の契約種別は次のとおりです。 ・四日市市庁舎 : 高圧業務用電力FR プランB ・四日市市総合会館: 高圧業務用電力FR プランA
19	市庁舎と総合会館の受電が統一されるということですが、予定使用電力量はこの影響を考慮していますか。	予定使用電力量は、市庁舎と総合会館における直近1年間の使用量の合計値としています。
20	入札金額算定時、力率はすべて100%にして積算してよろしいでしょうか。	そのようにしてください。
21	契約書案をいただくことは可能でしょうか。	入札後、契約内容の詳細を協議させていただきますので、現段階でのご提供はできません。
22	代金支払いについて、弊社は30日以内のお支払と振込手数料のご負担をお願いしております。ご了承いただけますか。	①30日以内の支払いについては了承します。 ②振込手数料の負担はできません。
23	今後「地球温暖化対策のための税」の増額があり、地域の一般電気事業者が電気料金を改定した場合、本契約においても改定を反映した変更契約を締結していただけますが、よろしいでしょうか。	増税等、法改正等に伴う値上げについては協議に応じます。
24	地域の一般電気事業者が値上げをした場合、契約単価見直しについて、協議に応じていただくことは可能ですか。	増税等、法改正に伴う値上げ等については協議に応じます。 一般電気事業者の都合による値上げの場合は応じません。